

文化スポーツ部所管施設に係る設置および管理に関する条例
の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

現行の使用料は、令和元年 10 月の全項目の見直し以来、約5年が経過すること、また、物価や人件費が上昇していることなどから、全項目を対象に見直しを行うもの。

2 基本的な方針

- ・受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について一定の幅で改正を行う。(前回改正と同様の考え方)
- ・各施設での運用実態や近隣施設の状況等を踏まえて減免規定の整理を行う。

3 改正の内容

(1)料金改定を行うもの

内容	対象
①原価計算による所要経費と現行料金との差額について一定の幅(5%)で改正	琵琶湖文化館および安土城考古博物館を除く所管施設
②①の内容および現在実施中の第一期展示リニューアルによる管理経費の増加を踏まえ、施設の使用料の額および利用料金の上限額を見直し	安土城考古博物館

※琵琶湖文化館は、昨年度に、令和9年度の開館を前提に条例を改正している。

(2)減免規定の整理を行うもの

内容	対象
①県内の幼稚園・保育所等の行事として園児および引率者が観覧する場合の観覧料(入場料)の無料化	琵琶湖文化館および安土城考古博物館
②高等学校等の生徒または 18 歳未満の者が常設展示を観覧する場合の観覧料(入場料)の無料化	安土城考古博物館
③障害者減免を実施する施設において、その介助者についても減免を規定	琵琶湖文化館、希望が丘文化公園、青少年宿泊研修所、安土城考古博物館、長浜ドーム、滋賀アリーナ、県立体育館、栗東体育館、武道館、スポーツ会館、アイスアリーナ、希望が丘野外活動センター、琵琶湖漕艇場、ライフル射撃場および伊吹運動場
④スポーツ施設における高齢者・障害者の個人利用について減免の実施を統一	希望が丘文化公園、長浜ドーム、県立体育館、栗東体育館、武道館、アイスアリーナ、琵琶湖漕艇場、ライフル射撃場および伊吹運動場

4 施行日

・令和7年(2025 年)4月1日

※安土城考古博物館は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

※3(2)については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

5 改正条例一覧

議案番号	条例名	所管課	頁
議第 120 号	滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	文化財保護課	3
議第 131 号	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化芸術振興課	5
議第 133 号	滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化芸術振興課	8
議第 137 号	滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化芸術振興課	12
議第 138 号	滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化芸術振興課	16
議第 139 号	滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化財保護課	23
議第 140 号	滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	27
議第 141 号	滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	35
議第 142 号	滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	43
議第 143 号	滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	49
議第 144 号	滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	55
議第 145 号	滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	63
議第 146 号	滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	68
議第 147 号	滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	文化芸術振興課	75
議第 148 号	滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	79
議第 149 号	滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	84
議第 150 号	滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	88
議第 151 号	滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	スポーツ課	92

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖文化館が展示する文化財等の観覧に係る使用料について、その納付を要しない者の範囲を拡大するため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の観覧のために介護を行う者ならびに県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧しようとする乳児または幼児およびこれらの者の引率者は、観覧に係る使用料の納付を要しないこととします。（本則関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）新旧対照表

旧	新
滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第47号)の一部を次のように改正する。 (省略) 第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「(以下「観覧者」という。)は別表第2」を「は知事はその都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。 (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。) (2) <u>学校行事として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者およびこれらの者の引率者</u> 以下 省略	滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第47号)の一部を次のように改正する。 (省略) 第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「(以下「観覧者」という。)は別表第2」を「は知事はその都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。 (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)および障害者の観覧のために介護を行う者 (2) <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校(以下「幼稚園等」という。)または保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定による届出があつた施設(以下「保育所等」という。)の行事として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児およびこれらの者の引率者</u> 以下 省略

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを設置および管理に関する条例（平成 9 年 滋賀県条例第 42 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧							新						
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等							本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 ホール等						
区分			金額				区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平日	円	円	円	円	大ホール	入場料を徴収しない場合および入場料の最高額が3,000円以下の場合（以下「入場料を徴収しない場合等」という。）	平日	円	円	円	円
			<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	<u>254,600</u>	<u>509,400</u>				<u>120,200</u>	<u>240,800</u>	<u>267,300</u>	<u>534,900</u>
		休日等	<u>165,600</u>	<u>305,600</u>	<u>356,600</u>	<u>713,100</u>			休日等	<u>173,900</u>	<u>320,900</u>	<u>374,400</u>	<u>748,800</u>
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	<u>165,600</u>	<u>305,600</u>	<u>356,600</u>	<u>713,100</u>		入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	<u>173,900</u>	<u>320,900</u>	<u>374,400</u>	<u>748,800</u>
		休日等	<u>229,300</u>	<u>445,700</u>	<u>509,400</u>	<u>1,018,800</u>			休日等	<u>240,800</u>	<u>468,000</u>	<u>534,900</u>	<u>1,069,700</u>
中ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	<u>50,900</u>	<u>101,900</u>	<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	中ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	<u>53,400</u>	<u>107,000</u>	<u>120,200</u>	<u>240,800</u>
		休日等	<u>76,500</u>	<u>152,800</u>	<u>178,400</u>	<u>343,800</u>			休日等	<u>80,300</u>	<u>160,400</u>	<u>187,300</u>	<u>361,000</u>
	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	<u>76,500</u>	<u>152,800</u>	<u>178,400</u>	<u>343,800</u>		入場料の最高額が3,000円を超える場合	平日	<u>80,300</u>	<u>160,400</u>	<u>187,300</u>	<u>361,000</u>
		休日等	<u>114,500</u>	<u>229,300</u>	<u>267,400</u>	<u>509,400</u>			休日等	<u>120,200</u>	<u>240,800</u>	<u>280,800</u>	<u>534,900</u>
小ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	<u>16,700</u>	<u>33,200</u>	<u>38,200</u>	<u>76,500</u>	小ホール	入場料を徴収しない場合等	平日	<u>17,500</u>	<u>34,900</u>	<u>40,100</u>	<u>80,300</u>
		休日等	<u>25,600</u>	<u>49,700</u>	<u>57,400</u>	<u>114,500</u>			休日等	<u>26,900</u>	<u>52,200</u>	<u>60,300</u>	<u>120,200</u>

	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>25,600</u>	<u>49,700</u>	<u>57,400</u>	<u>114,500</u>
		休日等	<u>38,200</u>	<u>73,800</u>	<u>86,600</u>	<u>165,600</u>
リハーサル室	平 日	<u>9,000</u>	<u>16,700</u>	<u>19,100</u>	<u>38,200</u>	
	休日等	<u>12,700</u>	<u>24,300</u>	<u>29,300</u>	<u>57,400</u>	
練習室 1		<u>1,910</u>	<u>3,820</u>	<u>4,460</u>	<u>8,920</u>	
練習室 2		<u>1,160</u>	<u>2,170</u>	<u>2,560</u>	<u>5,090</u>	
練習室 3		<u>1,530</u>	<u>3,060</u>	<u>3,570</u>	<u>7,020</u>	
研修室		15,250	19,180	25,530	54,860	

注 省略

2・3 省略

	入場料の最高額が3,000円を超える場合	平 日	<u>26,900</u>	<u>52,200</u>	<u>60,300</u>	<u>120,200</u>
		休日等	<u>40,100</u>	<u>77,500</u>	<u>90,900</u>	<u>173,900</u>
リハーサル室	平 日	<u>9,500</u>	<u>17,500</u>	<u>20,100</u>	<u>40,100</u>	
	休日等	<u>13,300</u>	<u>25,500</u>	<u>30,800</u>	<u>60,300</u>	
練習室 1		<u>2,010</u>	<u>4,010</u>	<u>4,680</u>	<u>9,370</u>	
練習室 2		<u>1,220</u>	<u>2,280</u>	<u>2,690</u>	<u>5,340</u>	
練習室 3		<u>1,610</u>	<u>3,210</u>	<u>3,750</u>	<u>7,370</u>	
研修室		16,010	20,140	26,810	57,600	

注 省略

2・3 省略

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の理由

滋賀県希望が丘文化公園について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額するため、滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 (新設) <u>3～9</u> 省略 2 省略 3 駐車場 省略 注 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（<u>同号</u>に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。	本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 <u>3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が陸上競技場、草野球場またはスポーツ会館の体育室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u> <u>4～10</u> 省略 2 省略 3 駐車場 省略 注 障害者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（<u>障害者基本法第2条第1号</u>に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあつては、無料とする。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則　省略				本則・付則　省略			
別表（第４条、第５条、第14条関係）				別表（第４条、第５条、第14条関係）			
1　スポーツ施設				1　スポーツ施設			
(1) 貸切り使用				(1) 貸切り使用			
区分		金額		区分		金額	
		午前	午後			午前	午後
		午前 9 時から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで			午前 9 時から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで
陸上競技場		円	円	陸上競技場		円	円
		6,000	10,190			6,300	10,700
野球場		4,900	6,350	野球場		5,150	6,670
ソフトボール場		3,170	5,150	ソフトボール場		3,330	5,410
草野球場		3,170	5,150	草野球場		3,330	5,410
球技場		3,440	5,570	球技場		3,610	5,850
スポーツ会館	体育室	5,400	7,940	スポーツ会館	体育室	5,670	8,340
	多目的室	1,850	2,370		多目的室	1,940	2,490
	会議室	500	850		会議室	530	890
	卓球場		円		卓球場		円
		1 台 1 時間につき	460			1 台 1 時間につき	480
	更衣室	1 回につき	460		更衣室	1 回につき	480
テニスコート	屋外コート	1 面 2 時間につき	1,450	テニスコート	屋外コート	1 面 2 時間につき	1,520
	屋内コート	同	2,680		屋内コート	同	2,810
ピクニックランド	かまどあり	1 サイトにつき	860	ピクニックランド	かまどあり	1 サイトにつき	900
	かまどなし	同	780		かまどなし	同	820
(2) 個人使用				(2) 個人使用			
区分		金額		区分		金額	

	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき <u>260</u>	円 1人1回につき <u>320</u>	円 1人1回につき <u>460</u>
草野球場	同 <u>260</u>	同 <u>320</u>	同 <u>460</u>
スポーツ会館	1人2時間につき <u>260</u>	1人2時間につき <u>410</u>	1人2時間につき <u>580</u>

注1 省略

2～7 省略

8 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

9・10 省略

2 自転車

1回（2時間以内）につき510円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき140円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 省略

	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場	円 1人1回につき <u>270</u>	円 1人1回につき <u>340</u>	円 1人1回につき <u>480</u>
草野球場	同 <u>270</u>	同 <u>340</u>	同 <u>480</u>
スポーツ会館	1人2時間につき <u>270</u>	1人2時間につき <u>430</u>	1人2時間につき <u>610</u>

注1 省略

2～7 省略

8 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき7,020円とする。

9・10 省略

2 自転車

1回（2時間以内）につき540円とし、その利用時間が2時間を超える場合は、その超える時間1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき150円を加算した額とする。ただし、小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者については、半額とする。

3 省略

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立青少年宿泊研修所について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の宿泊のために介護を行う者について、宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 省略 注 1 省略 2 65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）<u>の</u>宿泊については、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 3～7 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 省略 注 1 省略 2 65歳以上の<u>者、</u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）および障害者の宿泊のために介護を行う<u>者の</u>宿泊については、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 3～7 省略

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表（第5条、第14条関係）			別表（第5条、第14条関係）		
区分		金額	区分		金額
研修室	大研修室	円 1時間につき <u>1,130</u>	研修室	大研修室	円 1時間につき <u>1,190</u>
	中研修室	同 <u>640</u>		中研修室	同 <u>670</u>
	小研修室	同 <u>490</u>		小研修室	同 <u>510</u>
	特別会議室	同 <u>1,350</u>		特別会議室	同 <u>1,420</u>
	会議室	同 <u>490</u>		会議室	同 <u>510</u>
	小会議室	同 <u>280</u>		小会議室	同 <u>290</u>
	音楽室	同 <u>560</u>		音楽室	同 <u>590</u>
	視聴覚室	同 <u>560</u>		視聴覚室	同 <u>590</u>
	和室（大）	同 <u>710</u>		和室（大）	同 <u>750</u>
	和室（中）	同 <u>640</u>		和室（中）	同 <u>670</u>
	和室（小）	同 <u>560</u>		和室（小）	同 <u>590</u>
	多目的ホール	同 <u>490</u>		多目的ホール	同 <u>510</u>
	クラフト室	同 <u>990</u>		クラフト室	同 <u>1,040</u>
	大ホール	同 <u>1,560</u>		大ホール	同 <u>1,640</u>
宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>660</u>	宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき <u>690</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 <u>860</u>		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 <u>900</u>
	その他の者	同 <u>1,120</u>		その他の者	同 <u>1,180</u>

注 省略

注 省略

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立文化産業交流会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例（昭和 63 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧								新							
本則・付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等								本則・付則 省略 別表（第7条、第16条関係） 1 イベントホール等							
区分			金額					区分			金額				
			午前	午後	夜間	午後・ 夜間	全日				午前	午後	夜間	午後・ 夜間	全日
			午前8 時30分 から午 後零時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時から午 後9時 30分ま で	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで				午前8 時30分 から午 後零時 30分ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時から午 後9時 30分ま で	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前8時 30分から 午後9時 30分まで
イ ベ ン ト ホ ー ル	入場料ま たはこれ に類する もの（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収す	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	円 <u>47,600</u>	円 <u>83,400</u>	円 <u>100,500</u>	円 <u>165,400</u>	円 <u>213,000</u>	イ ベ ン ト ホ ー ル	入場料ま たはこれ に類する もの（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収す	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	円 <u>50,000</u>	円 <u>87,600</u>	円 <u>105,500</u>	円 <u>173,700</u>	円 <u>223,700</u>
		入場料等 の額が 1,000円	円 <u>41,000</u>	円 <u>72,700</u>	円 <u>87,200</u>	円 <u>142,900</u>	円 <u>183,900</u>			入場料等 の額が 1,000円	円 <u>43,100</u>	円 <u>76,300</u>	円 <u>91,600</u>	円 <u>150,000</u>	円 <u>193,100</u>

	る場合	以下の場 合					
	入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1 日につき <u>55,600円</u>				
		その他の 場合	<u>31,800</u>	<u>55,700</u>	<u>67,500</u>	<u>109,800</u>	<u>141,600</u>
小 劇 場	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>11,200</u>	<u>17,200</u>	<u>23,700</u>	<u>37,100</u>	<u>48,300</u>
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>9,900</u>	<u>14,500</u>	<u>21,200</u>	<u>31,900</u>	<u>41,800</u>
	入場料等を徴収しな い場合		<u>7,800</u>	<u>11,300</u>	<u>15,900</u>	<u>23,700</u>	<u>31,500</u>
練 習 室 1	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>11,870</u>	<u>21,820</u>	<u>33,690</u>

	る場合	以下の場 合					
	入場料等 を徴収し ない場合	展示会場 に使用す る場合	1 日につき <u>58,400円</u>				
		その他の 場合	<u>33,400</u>	<u>58,500</u>	<u>70,900</u>	<u>115,300</u>	<u>148,700</u>
小 劇 場	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>11,800</u>	<u>18,100</u>	<u>24,900</u>	<u>39,000</u>	<u>50,700</u>
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>10,400</u>	<u>15,200</u>	<u>22,300</u>	<u>33,500</u>	<u>43,900</u>
	入場料等を徴収しな い場合		<u>8,200</u>	<u>11,900</u>	<u>16,700</u>	<u>24,900</u>	<u>33,100</u>
練 習 室 1	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える	<u>12,460</u>	<u>12,460</u>	<u>12,460</u>	<u>22,910</u>	<u>35,370</u>

		場合						
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,330	10,330	10,330	18,920	29,250	
	入場料等を徴収しない場合		7,940	7,940	7,940	14,560	22,500	
練習室2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	7,120	7,120	7,120	11,710	18,830	
		入場料等の額が1,000円以下の場合	6,190	6,190	6,190	10,160	16,350	
	入場料等を徴収しない場合		4,760	4,760	4,760	7,810	12,570	
	第1会場	入場料等を徴収する場合	11,870	11,870	11,870	21,820	33,690	
		場合						
		入場料等の額が1,000円以下の場合	10,850	10,850	10,850	19,870	30,710	
	入場料等を徴収しない場合		8,340	8,340	8,340	15,290	23,630	
練習室2	入場料等を徴収する場合	入場料等の額が1,000円を超える場合	7,480	7,480	7,480	12,300	19,770	
		入場料等の額が1,000円以下の場合	6,500	6,500	6,500	10,670	17,170	
	入場料等を徴収しない場合		5,000	5,000	5,000	8,200	13,200	
	第1会場	入場料等を徴収する場合	12,460	12,460	12,460	22,910	35,370	

議 室	を超える 場合						
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合		10,330	10,330	10,330	18,920	29,250
	入場料等を徴収しな い場合		7,940	7,940	7,940	14,560	22,500
	入場料等を徴収す る場合		7,120	7,120	7,120	11,710	18,830
第 2 会 議 室	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合		6,190	6,190	6,190	10,160	16,350
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合		4,760	4,760	4,760	7,810	12,570
	入場料等を徴収しな い場合		1,650	1,650	1,650	2,720	4,370
	入場料等を徴収す る場合						

議 室	を超える 場合						
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合		10,850	10,850	10,850	19,870	30,710
	入場料等を徴収しな い場合		8,340	8,340	8,340	15,290	23,630
	入場料等を徴収す る場合		7,480	7,480	7,480	12,300	19,770
第 2 会 議 室	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合		6,500	6,500	6,500	10,670	17,170
	入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合		5,000	5,000	5,000	8,200	13,200
	入場料等を徴収しな い場合		1,730	1,730	1,730	2,860	4,590
	入場料等を徴収す る場合						

会議室	入場料等 1,000円 を超える 場合						
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>1,430</u>	<u>1,430</u>	<u>1,430</u>	<u>2,350</u>	<u>3,780</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>1,110</u>	<u>1,110</u>	<u>1,110</u>	<u>1,800</u>	<u>2,910</u>	
第 4 会 議 室	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>1,860</u>	<u>1,860</u>	<u>1,860</u>	<u>3,060</u>	<u>4,920</u>
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>1,610</u>	<u>1,610</u>	<u>1,610</u>	<u>2,640</u>	<u>4,250</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>2,030</u>	<u>3,270</u>	
第	入場料等	入場料等	<u>3,690</u>	<u>3,690</u>	<u>3,690</u>	<u>6,070</u>	<u>9,760</u>

会議室	入場料等 1,000円 を超える 場合						
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>2,470</u>	<u>3,970</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>1,170</u>	<u>1,170</u>	<u>1,170</u>	<u>1,890</u>	<u>3,060</u>	
第4 会議室	入場料等 を徴収す る場合	入場料等 の額が 1,000円 を超える 場合	<u>1,950</u>	<u>1,950</u>	<u>1,950</u>	<u>3,210</u>	<u>5,170</u>
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>1,690</u>	<u>1,690</u>	<u>1,690</u>	<u>2,770</u>	<u>4,460</u>
	入場料等を徴収しな い場合	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>	<u>2,130</u>	<u>3,430</u>	
	入場料等	入場料等	<u>3,870</u>	<u>3,870</u>	<u>3,870</u>	<u>6,370</u>	<u>10,250</u>

5 会 議 室	を徴収する 場合	の額が 1,000円 を超える 場合					
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>3,200</u>	<u>5,260</u>	<u>8,460</u>
	入場料等を徴収しない場合		<u>2,460</u>	<u>2,460</u>	<u>2,460</u>	<u>4,050</u>	<u>6,510</u>

注 省略

2 省略

5 会 議 室	を徴収する 場合	の額が 1,000円 を超える 場合					
		入場料等 の額が 1,000円 以下の場 合	<u>3,360</u>	<u>3,360</u>	<u>3,360</u>	<u>5,520</u>	<u>8,880</u>
	入場料等を徴収しない場合		<u>2,580</u>	<u>2,580</u>	<u>2,580</u>	<u>4,250</u>	<u>6,840</u>

注 省略

2 省略

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立安土城考古博物館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、使用料および利用料金を無料とする対象者を拡大するため、滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第23号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者および県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児（以下「乳児等」という。）の引率者について、常設展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えるとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者について、特別展示の使用料および利用料金を無料とする対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表（第6条、第12条関係）			別表（第6条、第12条関係）		
1 常設展示			1 常設展示		
区分		金額	区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の <u>生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者</u> （以下「 <u>生徒等</u> 」という。）	円 1人1回につき 320	個人	大学の学生または <u>これに準ずる者</u> （以下「 <u>学生等</u> 」という。）	円 1人1回につき 320
	その他の者	同 540		その他の者	同 540
団体 (20人以上)	<u>生徒等</u>	同 260	団体 (20人以上)	<u>学生等</u>	同 260
	その他の者	同 430		その他の者	同 430
2 省略			2 省略		
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校 <u>（前期課程に限る。）</u> の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および <u>6歳以下の未就学者</u> が常設展示を観覧する場			注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、 <u>障害者の観覧のために介護を行う者</u> （以下「 <u>介護者</u> 」という。）、小学校、中学校、義務教育学校、 <u>高等学校</u> もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ず		

合は、これらの者については、無料とする。 <u>2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</u> <u>3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</u> <u>4 障害者が特別展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。</u> <u>5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</u>	る者および<u>18歳未満の者</u>が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。 (削除) <u>2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</u> <u>3 障害者および介護者が特別展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</u> <u>4 県内の幼稚園等の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</u>
--	---

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表（第6条、第12条関係）			別表（第6条、第12条関係）		
1 常設展示			1 常設展示		
区分		金額	区分		金額
個人	大学の学生またはこれに準ずる者 （以下「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>320</u>	個人	大学の学生またはこれに準ずる者 （以下「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>360</u>
	その他の者	同 <u>540</u>		その他の者	同 <u>600</u>
団体（20人以上）	学生等	同 <u>260</u>	団体（20人以上）	学生等	同 <u>290</u>
	その他の者	同 <u>430</u>		その他の者	同 <u>480</u>
2 省略			2 省略		
注 省略			注 省略		

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長浜ドームについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、その利用料金の減額ならびに宿泊研修館の宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者の拡大を行うため、滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 介護者を宿泊研修館の宿泊に係る使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (3) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (4) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)および(2)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 (新設) <u>3～12</u> 2 宿泊研修館 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 3 <u>65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表</u>	本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 <u>3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）が屋内グラウンドまたはトレーニング室を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u> <u>4～13</u> 2 宿泊研修館 (1)・(2) 省略 注1 省略 2 省略 3 <u>65歳以上の者、障害者および介護者の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u>

に定める額の5割に相当する額とする。

4～7 省略

4～7 省略

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第4条、第5条、第14条関係）						別表（第4条、第5条、第14条関係）					
1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室						1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室					
(1) 貸切り使用						(1) 貸切り使用					
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで				午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで
屋内入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		円 7,270	円 11,200	円 14,500	屋内入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		円 7,630	円 11,800	円 15,200

	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>51,500</u>	<u>79,400</u>	<u>103,000</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>29,000</u>	<u>45,000</u>	<u>58,200</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>145,000</u>	<u>225,000</u>	<u>290,000</u>
屋外グラウンド		<u>2,120</u>	<u>2,900</u>	<u>3,580</u>
練習室		<u>3,580</u>	<u>5,400</u>	<u>7,130</u>
第1会議室		<u>2,900</u>	<u>4,250</u>	<u>5,040</u>
第2会議室		<u>2,900</u>	<u>4,250</u>	<u>5,040</u>
第3会議室		<u>1,450</u>	<u>2,120</u>	<u>2,370</u>

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人2時間につき <u>260</u>

	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>54,100</u>	<u>83,400</u>	<u>108,000</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>30,500</u>	<u>47,300</u>	<u>61,100</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>152,000</u>	<u>236,000</u>	<u>305,000</u>
屋外グラウンド		<u>2,230</u>	<u>3,050</u>	<u>3,760</u>
練習室		<u>3,760</u>	<u>5,670</u>	<u>7,490</u>
第1会議室		<u>3,050</u>	<u>4,460</u>	<u>5,290</u>
第2会議室		<u>3,050</u>	<u>4,460</u>	<u>5,290</u>
第3会議室		<u>1,520</u>	<u>2,230</u>	<u>2,490</u>

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人2時間につき <u>270</u>

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 410
その他の者	同 580

イ トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 260	円 2,600
生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

注 省略

2 宿泊研修館

(1) 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 430
その他の者	同 610

イ トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 270	円 2,700
生徒等	430	4,300
その他の者	610	6,100

注 省略

2 宿泊研修館

(1) 宿泊室

区分	金額	
	宿泊	昼間利用

洋室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	円 1人1泊につき 3,170	円 1人1回につき 860	洋室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「児童等」という。)	円 1人1泊につき 3,330	円 1人1回につき 900
	生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 4,100			生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 4,310	
	その他の者	同 5,150			その他の者	同 5,410	
	和室	児童等			同 2,370	円 同 580	
生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 3,170	生徒等または25歳未満の青少年(児童等を除く。)	同 3,330				
その他の者	同 3,840	その他の者	同 4,030				

(2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで	午後 1 時から午後 9 時 30分まで	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで

(2) 会議室

区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで	午後 1 時から午後 9 時 30分まで	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで

会議室 A	円	円	円	円	円	会議室 A	円	円	円	円	円
	<u>2,500</u>	<u>3,170</u>	<u>3,840</u>	<u>5,820</u>	<u>8,320</u>		<u>2,630</u>	<u>3,330</u>	<u>4,030</u>	<u>6,110</u>	<u>8,740</u>
会議室 B	<u>2,250</u>	<u>3,050</u>	<u>3,710</u>	<u>5,570</u>	<u>7,820</u>	会議室 B	<u>2,360</u>	<u>3,200</u>	<u>3,900</u>	<u>5,850</u>	<u>8,210</u>
注 省略						注 省略					

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀アリーナについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、アリーナ等の使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀アリーナの設置および管理に関する条例（令和元年滋賀県条例第 12 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、アリーナまたはランニングコースを個人使用する場合およびスポーツ・体力測定室またはトレーニング室を使用する場合の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 6 省略 注 1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。<u>注11において同じ。</u>）がアリーナまたはランニングコースを個人使用する場合およびスポーツ・体力測定室またはトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 4 ～ 14 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 6 省略 注 1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者、</u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>および障害者の使用のために介護を行う者が</u>アリーナまたはランニングコースを個人使用する場合およびスポーツ・体力測定室またはトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 4 ～ 14 省略

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第5条、第14条関係）						別表（第5条、第14条関係）					
1 アリーナ						1 アリーナ					
(1) 貸切り使用						(1) 貸切り使用					
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前 8 時30 分から午後 零時30分ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで				午前 8 時30 分から午後 零時30分ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで
メイ ンア リー ナ	入場料 または これに 類する 金銭(以 下「入場 料等」と いう。)が を徴収	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等 またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。)が 幼児、児童または	円 1 時間につ き <u>2,530</u>	円 1 時間につ き <u>3,910</u>	円 1 時間につ き <u>5,050</u>	メイ ンア リー ナ	入場料 または これに 類する 金銭(以 下「入場 料等」と いう。)が を徴収	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等 またはこれらに 関係のある団体 (以下「幼稚園 等」という。)が 幼児、児童または	円 1 時間につ き <u>2,660</u>	円 1 時間につ き <u>4,110</u>	円 1 時間につ き <u>5,300</u>

	しない 場合	生徒を対象に使用する 場合			
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 5,060	同 7,810	同 10,100
		その他の催物に使用する 場合	同 17,710	同 27,340	同 35,350
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用する 場合	同 5,060	同 7,810	同 10,100
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 10,120	同 15,620	同 20,200
		その他の催物に使用する 場合	同 50,600	同 78,100	同 101,000
サブ アリ ーナ	入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用する 場合	同 1,170	同 1,810	同 2,350
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 2,340	同 3,620	同 4,690

	しない 場合	生徒を対象に使用する 場合			
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 5,310	同 8,200	同 10,600
		その他の催物に使用する 場合	同 18,600	同 28,700	同 37,100
	入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用する 場合	同 5,310	同 8,200	同 10,600
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 10,600	同 16,400	同 21,200
		その他の催物に使用する 場合	同 53,100	同 82,000	同 106,000
サブ アリ ーナ	入場料 等を徴 収しない 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用する 場合	同 1,230	同 1,900	同 2,470
		アマチュアスポーツに使用する 場合	同 2,460	同 3,800	同 4,920

	その他の催物に 使用する場合	同 8,190	同 12,670	同 16,420
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用す る場合	同 2,340	同 3,620	同 4,690
	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	同 4,680	同 7,240	同 9,380
	その他の催物に 使用する場合	同 23,400	同 36,200	同 46,900

(2) 個人使用

区分		金額
アリーナ	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学 校、高等学校、中等 教育学校等の幼児、 児童もしくは生徒 またはこれらに準 ずる者（以下「幼児 等」という。）	1人2時間につき 570 円
	その他の者	同 800

	その他の催物に 使用する場合	同 8,600	同 13,300	同 17,200
入場料 等を徴 収する 場合	幼稚園等が幼児、 児童または生徒 を対象に使用す る場合	同 2,460	同 3,800	同 4,920
	アマチュアスポ ーツに使用する 場合	同 4,910	同 7,600	同 9,850
	その他の催物に 使用する場合	同 24,600	同 38,000	同 49,200

(2) 個人使用

区分		金額
アリーナ	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学 校、高等学校、中等 教育学校等の幼児、 児童もしくは生徒 またはこれらに準 ずる者（以下「幼児 等」という。）	1人2時間につき 600 円
	その他の者	同 840

ランニングコース	幼児等	同 100
	その他の者	同 200

2 スポーツ・体力測定室

区分		金額
専門測定	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校等の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1回につき 680
	その他の者	同 860
健康体力測定	児童等	同 930
	その他の者	同 1,220
体成分測定	児童等	同 600
	その他の者	同 800

3 トレーニング室

区分	金額				
	1人1月につき			1人1回につき（3時間以内）	回数券11回券（1回3時間以内）
	午前8時30分から午後	午後5時から午後9時	全日（午前8時30分から午後		

ランニングコース	幼児等	同 110
	その他の者	同 210

2 スポーツ・体力測定室

区分		金額
専門測定	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校等の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1回につき 710
	その他の者	同 900
健康体力測定	児童等	同 980
	その他の者	同 1,280
体成分測定	児童等	同 630
	その他の者	同 840

3 トレーニング室

区分	金額				
	1人1月につき			1人1回につき（3時間以内）	回数券11回券（1回3時間以内）
	午前8時30分から午後	午後5時から午後9時	全日（午前8時30分から午後		

	5時まで	30分まで	午後9時 30分まで)		
児童等	円	円	円	円	円
	1,050	1,550	2,200	280	2,800
その他の者	2,100	3,100	4,400	550	5,500

4 多目的広場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分 から午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時30分 まで
多目的広場	1 時間につき 520円	1 時間につき 710円	1 時間につき 880円

5 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分 から午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時30分 まで
大会議室	円 1 時間につき 2,230	円 1 時間につき 3,380	円 1 時間につき 3,950

	5時まで	30分まで	午後9時 30分まで)		
児童等	円	円	円	円	円
	1,100	1,630	2,310	290	2,900
その他の者	2,210	3,260	4,620	580	5,800

4 多目的広場

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分 から午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時30分 まで
多目的広場	1 時間につき 550円	1 時間につき 750円	1 時間につき 920円

5 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分 から午後零時30分 まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時30分 まで
大会議室	円 1 時間につき 2,340	円 1 時間につき 3,550	円 1 時間につき 4,150

小会議室	同 <u>620</u>	同 <u>1,020</u>	同 <u>1,220</u>	小会議室	同 <u>650</u>	同 <u>1,070</u>	同 <u>1,280</u>
多目的室	同 <u>1,520</u>	同 <u>2,300</u>	同 <u>2,690</u>	多目的室	同 <u>1,600</u>	同 <u>2,420</u>	同 <u>2,820</u>
6 省略				6 省略			
注 省略				注 省略			

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が競技場を個人使用する場合の使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が競技場を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1・2 省略 注1 省略 2 省略 （新設） <u>3</u>～<u>9</u> 省略	本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1・2 省略 注1 省略 2 省略 <u>3</u> 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が競技場を個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 <u>4</u>～<u>10</u> 省略

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第5条、第14条関係）						別表（第5条、第14条関係）					
1 競技場						1 競技場					
(1) 貸切り使用						(1) 貸切り使用					
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで				午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
大 入場料ま	たはこれ	幼稚園、小学校、中	円	円	円	大 入場料ま	たはこれ	幼稚園、小学校、中	円	円	円
競 技に類する	競技場に類する	学校、義務教育学校、	7,270	11,200	14,500	競 技に類する	競技場に類する	学校、義務教育学校、	7,630	11,800	15,200
場 金銭（以	下「入場	高等学校、中等教育				場 金銭（以	下「入場	高等学校、中等教育			
	料等」と	学校等またはこれら					料等」と	学校等またはこれら			
	いう。）	に關係のある団体					いう。）	に關係のある団体			
	を徴収し	（以下「幼稚園等」					を徴収し	（以下「幼稚園等」			
	ない場合	という。）が幼児、					ない場合	という。）が幼児、			
		児童または生徒を対						児童または生徒を対			
		象に使用する場合						象に使用する場合			

		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>51,500</u>	<u>79,400</u>	<u>103,000</u>
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合		<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>29,000</u>	<u>45,000</u>	<u>58,200</u>
		その他の入場料等 催物に使用が1,000円 する場合以下の場 合	<u>72,700</u>	<u>112,000</u>	<u>145,000</u>
		入場料等 が1,000円 を超える 場合	<u>145,000</u>	<u>225,000</u>	<u>290,000</u>
小入場料等 競を徴収し 技ない場合 場	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合		<u>3,710</u>	<u>5,680</u>	<u>7,270</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>7,270</u>	<u>11,200</u>	<u>14,500</u>

		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
		その他の催物に使用 する場合	<u>54,100</u>	<u>83,400</u>	<u>108,000</u>
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合		<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>30,500</u>	<u>47,300</u>	<u>61,100</u>
		その他の入場料等 催物に使用が1,000円 する場合以下の場 合	<u>76,300</u>	<u>118,000</u>	<u>152,000</u>
		入場料等 が1,000円 を超える 場合	<u>152,000</u>	<u>236,000</u>	<u>305,000</u>
小入場料等 競を徴収し 技ない場合 場	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合		<u>3,900</u>	<u>5,960</u>	<u>7,630</u>
		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>7,630</u>	<u>11,800</u>	<u>15,200</u>

	その他の催物に使用する場合	26,300	39,600	51,500
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	7,270	11,200	14,500
	アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	37,100	56,800	72,700
	入場料等が1,000円を超える場合	72,700	112,000	145,000

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 260
高等学校もしくは中等教育学校(後	同 410

	その他の催物に使用する場合	27,600	41,600	54,100
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	7,630	11,800	15,200
	アマチュアスポーツに使用する場合	15,200	23,600	30,500
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	39,000	59,600	76,300
	入場料等が1,000円を超える場合	76,300	118,000	152,000

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 270
高等学校もしくは中等教育学校(後	同 430

期課程に限る。)の生徒またはこれ らに準ずる者	
その他の者	同 580

2 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで
特別室	円 2,500	円 4,100	円 4,900
第 1 会議室	1,450	2,120	2,370
第 2 会議室	2,500	4,100	4,900
第 3 会議室	3,050	4,620	5,400
第 4 会議室	2,500	4,100	4,900

注 省略

期課程に限る。)の生徒またはこれ らに準ずる者	
その他の者	同 610

2 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分か ら午後 9 時30分 まで
特別室	円 2,630	円 4,310	円 5,150
第 1 会議室	1,520	2,230	2,490
第 2 会議室	2,630	4,310	5,150
第 3 会議室	3,200	4,850	5,670
第 4 会議室	2,630	4,310	5,150

注 省略

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立栗東体育館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者がアリーナを個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合の使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例（平成6年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者がアリーナを個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 3 省略 注 1 省略 2 省略 （新設） <u>3 ～ 11</u>	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 3 省略 注 1 省略 2 省略 <u>3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者がアリーナを個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。</u> <u>4 ～ 12</u>

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧					新				
本則・付則 省略					本則・付則 省略				
別表（第5条、第14条関係）					別表（第5条、第14条関係）				
1 アリーナ					1 アリーナ				
(1) アリーナ貸切り使用					(1) アリーナ貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで			午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
入場料ま たはこれ に類する 金銭(以下 「入場料 等」とい う。)を徴 収しない 場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 (以下「幼稚園等」 という。)が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>7,270</u>	円 <u>11,200</u>	円 <u>14,500</u>	入場料ま たはこれ に類する 金銭(以下 「入場料 等」とい う。)を徴 収しない 場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育 学校等またはこれら に関係のある団体 (以下「幼稚園等」 という。)が幼児、 児童または生徒を対 象に使用する場合	円 <u>7,630</u>	円 <u>11,800</u>	円 <u>15,200</u>
	アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>		アマチュアスポーツ に使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>

	その他の催物に使用する場合	<u>51,500</u>	<u>79,400</u>	<u>103,000</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>29,000</u>	<u>45,000</u>	<u>58,200</u>
	その他 の催物 に使用 する場合	<u>72,700</u>	<u>112,000</u>	<u>145,000</u>
	入場料等が 1,000円以下 の場合	<u>145,000</u>	<u>225,000</u>	<u>290,000</u>
	入場料等が 1,000円を超える場合			

(2) バドミントンスペース 1面2時間につき 580円

(3) 体操練習スペース団体使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	円 <u>5,290</u>	円 <u>8,600</u>	円 <u>10,600</u>

	その他の催物に使用する場合	<u>54,100</u>	<u>83,400</u>	<u>108,000</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>30,500</u>	<u>47,300</u>	<u>61,100</u>
	その他 の催物 に使用 する場合	<u>76,300</u>	<u>118,000</u>	<u>152,000</u>
	入場料等が 1,000円以下 の場合	<u>152,000</u>	<u>236,000</u>	<u>305,000</u>
	入場料等が 1,000円を超える場合			

(2) バドミントンスペース 1面2時間につき 610円

(3) 体操練習スペース団体使用

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場合	円 <u>5,550</u>	円 <u>9,030</u>	円 <u>11,100</u>

アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>10,600</u>	<u>17,200</u>	<u>21,200</u>
----------------------	---------------	---------------	---------------

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校(前期課 程に限る。)の幼児、児童もしくは 生徒またはこれらに準ずる者(以下 「幼児等」という。)	円 <u>260</u>	円 <u>2,600</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後 期課程に限る。)の生徒またはこれ らに準ずる者(以下「生徒等」とい う。)	<u>410</u>	<u>4,100</u>
その他の者	<u>580</u>	<u>5,800</u>

2 トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき(2 時間以内)	回数券11回券(1回2 時間以内)
幼児等	円 <u>260</u>	円 <u>2,600</u>

アマチュアスポーツに使用 する場合	<u>11,100</u>	<u>18,100</u>	<u>22,300</u>
----------------------	---------------	---------------	---------------

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回 2時間以内)
幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校(前期課 程に限る。)の幼児、児童もしくは 生徒またはこれらに準ずる者(以下 「幼児等」という。)	円 <u>270</u>	円 <u>2,700</u>
高等学校もしくは中等教育学校(後 期課程に限る。)の生徒またはこれ らに準ずる者(以下「生徒等」とい う。)	<u>430</u>	<u>4,300</u>
その他の者	<u>610</u>	<u>6,100</u>

2 トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき(2 時間以内)	回数券11回券(1回2 時間以内)
幼児等	円 <u>270</u>	円 <u>2,700</u>

生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
第 1 会議室	円 2,900	円 4,250	円 5,040
第 2 会議室	2,900	4,250	5,040
第 3 会議室	2,900	4,250	5,040

注 省略

生徒等	430	4,300
その他の者	610	6,100

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
第 1 会議室	円 3,050	円 4,460	円 5,290
第 2 会議室	3,050	4,460	5,290
第 3 会議室	3,050	4,460	5,290

注 省略

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立武道館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が競技施設を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第19号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する65歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が競技施設を個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

：滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 3 省略 注 1 省略 2 省略 （新設） <u>3 ～ 11</u> 省略 <u>12</u> 障害者（<u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。</u>）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（<u>同号に規定する障害をいう。</u>）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。 <u>13・14</u> 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 3 省略 注 1 省略 2 省略 <u>3</u> 県内に居住する65歳以上の者、障害者（<u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が競技施設を個人使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。</u> <u>4 ～ 12</u> 省略 <u>13</u> 障害者（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（<u>障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。</u>）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合は、駐車場は、無料とする。 <u>14・15</u> 省略

：滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第5条、第14条関係）						別表（第5条、第14条関係）					
1 競技施設						1 競技施設					
(1) 貸切り使用						(1) 貸切り使用					
区分			金額			区分			金額		
			午前	午後	夜間				午前	午後	夜間
			午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで				午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 7,270	円 11,200	円 14,500	剣道場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 7,630	円 11,800	円 15,200
	アマチュアスポーツに使用する場合		14,500	22,500	29,000		アマチュアスポーツに使用する場合		15,200	23,600	30,500

		その他の催物に使用する 場合	51,500	79,400	103,000			その他の催物に使用する 場合	54,100	83,400	108,000
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	14,500	22,500	29,000		入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	15,200	23,600	30,500
		アマチュアスポーツに 使用する場合	29,000	45,000	58,200			アマチュアスポーツに 使用する場合	30,500	47,300	61,100
		その他の催物に使用する 場合	72,700	112,000	145,000			その他の催物に使用する 場合	76,300	118,000	152,000
		入場料等が 1,000円以 下の場合						入場料等が 1,000円以 下の場合			
		入場料等が 1,000円を 超える場合	145,000	225,000	290,000			入場料等が 1,000円を 超える場合	152,000	236,000	305,000
柔 道 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	7,270	11,200	14,500	柔 道 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	7,630	11,800	15,200
		アマチュアスポーツに 使用する場合	14,500	22,500	29,000			アマチュアスポーツに 使用する場合	15,200	23,600	30,500
		その他の催物に使用する 場合	51,500	79,400	103,000			その他の催物に使用する 場合	54,100	83,400	108,000
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	14,500	22,500	29,000		入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用 する場合	15,200	23,600	30,500

		アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>29,000</u>	<u>45,000</u>	<u>58,200</u>			アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>30,500</u>	<u>47,300</u>	<u>61,100</u>
		その他の 催物に使用 する場合	<u>72,700</u>	<u>112,000</u>	<u>145,000</u>			その他の催 物に使用する 場合	<u>76,300</u>	<u>118,000</u>	<u>152,000</u>
		入場料等が 1,000円以 下の場合						入場料等が 1,000円以 下の場合			
		入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>145,000</u>	<u>225,000</u>	<u>290,000</u>			入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>152,000</u>	<u>236,000</u>	<u>305,000</u>
弓道場 (近的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	<u>2,120</u>	<u>3,440</u>	<u>4,250</u>	弓道場 (近的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	<u>2,230</u>	<u>3,610</u>	<u>4,460</u>
		アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>4,250</u>	<u>6,890</u>	<u>8,470</u>			アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>4,460</u>	<u>7,230</u>	<u>8,890</u>
		その他の催物に使用する 場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>			その他の催物に使用する 場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	<u>4,250</u>	<u>6,890</u>	<u>8,470</u>		入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使用する場合	<u>4,460</u>	<u>7,230</u>	<u>8,890</u>
		アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>8,470</u>	<u>13,000</u>	<u>17,200</u>			アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>8,890</u>	<u>13,700</u>	<u>18,100</u>
		その他の催 物に使用する 場合	<u>21,200</u>	<u>34,400</u>	<u>42,500</u>			その他の催 物に使用する 場合	<u>22,300</u>	<u>36,100</u>	<u>44,600</u>
		入場料等が 1,000円以 下の場合						入場料等が 1,000円以 下の場合			

			入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>42,500</u>	<u>68,900</u>	<u>84,700</u>				入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>44,600</u>	<u>72,300</u>	<u>88,900</u>
弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		<u>2,120</u>	<u>3,440</u>	<u>4,250</u>	弓道場 (遠的)	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		<u>2,230</u>	<u>3,610</u>	<u>4,460</u>
		アマチュアスポーツに 使用する場合		<u>4,250</u>	<u>6,890</u>	<u>8,470</u>			アマチュアスポーツに 使用する場合		<u>4,460</u>	<u>7,230</u>	<u>8,890</u>
		その他の催物に使用す る場合		<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>			その他の催物に使用す る場合		<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		<u>4,250</u>	<u>6,890</u>	<u>8,470</u>	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		<u>4,460</u>	<u>7,230</u>	<u>8,890</u>	
		アマチュアスポーツに 使用する場合		<u>8,470</u>	<u>13,000</u>	<u>17,200</u>		アマチュアスポーツに 使用する場合		<u>8,890</u>	<u>13,700</u>	<u>18,100</u>	
		その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	<u>21,200</u>	<u>34,400</u>	<u>42,500</u>		その他の催 物に使用す る場合	入場料等が 1,000円以 下の場合	<u>22,300</u>	<u>36,100</u>	<u>44,600</u>	
			入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>42,500</u>	<u>68,900</u>	<u>84,700</u>			入場料等が 1,000円を 超える場合	<u>44,600</u>	<u>72,300</u>	<u>88,900</u>	
相撲	入場料等 を徴収し	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使		<u>2,120</u>	<u>3,440</u>	<u>4,250</u>	相撲	入場料等 を徴収し	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使		<u>2,230</u>	<u>3,610</u>	<u>4,460</u>

場	ない場合	用する場合			
		アマチュアスポーツに 使用する場合	4,250	6,890	8,470
		その他の催物に使用す る場合	14,500	22,500	29,000
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	4,250	6,890	8,470
		アマチュアスポーツに 使用する場合	8,470	13,000	17,200
		その他の催入場料等が 物に使用す1,000円以 る場合下の場合	21,200	34,400	42,500
		入場料等が 1,000円を 超える場合	42,500	68,900	84,700

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もし しくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼 児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者	円 1人2時間につき 260

場	ない場合	用する場合			
		アマチュアスポーツに 使用する場合	4,460	7,230	8,890
		その他の催物に使用す る場合	15,200	23,600	30,500
	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	4,460	7,230	8,890
		アマチュアスポーツに 使用する場合	8,890	13,700	18,100
		その他の催入場料等が 物に使用す1,000円以 る場合下の場合	22,300	36,100	44,600
		入場料等が 1,000円を 超える場合	44,600	72,300	88,900

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もし しくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼 児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる 者	円 1人2時間につき 270

高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 410
その他の者	同 580

2 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
大会議室	円 4,250	円 5,680	円 7,130
小会議室	2,900	4,250	5,040
研修室 1	1,840	2,120	2,500
研修室 2	1,840	2,120	2,500
研修室 3	1,840	2,120	2,500
師範室（剣道）	1,840	1,840	1,840
師範室（柔道）	1,840	1,840	1,840
師範室（弓道）	1,840	1,840	1,840

3 省略

注 省略

高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 430
その他の者	同 610

2 会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
大会議室	円 4,460	円 5,960	円 7,490
小会議室	3,050	4,460	5,290
研修室 1	1,930	2,230	2,630
研修室 2	1,930	2,230	2,630
研修室 3	1,930	2,230	2,630
師範室（剣道）	1,930	1,930	1,930
師範室（柔道）	1,930	1,930	1,930
師範室（弓道）	1,930	1,930	1,930

3 省略

注 省略

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の理由

滋賀県立スポーツ会館について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、トレーニング室およびアリーナの使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 33 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）について、トレーニング室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えるとともに、県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および介護者について、アリーナを個人使用する場合の使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 5 省略 注 1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）がトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 4 ～ 9 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 ～ 5 省略 注 1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者がトレーニング室を使用する場合およびアリーナを個人使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 4 ～ 9 省略

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表（第5条、第14条関係）				別表（第5条、第14条関係）			
1 省略				1 省略			
2 トレーニング室				2 トレーニング室			
区分	金額			区分	金額		
	1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)		1人1月につき	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 4,250	円 520	円 5,200	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	円 4,460	円 550	円 5,500
その他の者	6,350	780	7,800	その他の者	6,670	820	8,200
3 アリーナ				3 アリーナ			
(1) 貸切り使用				(1) 貸切り使用			
区分	金額			区分	金額		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
	午前9時から午	午後1時から	午後5時30分か		午前9時から午	午後1時から	午後5時30分か

	後零時30分まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,300	円 4,100	円 5,040
高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	5,040	6,610	7,400
その他の場合	6,610	8,340	9,920

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 1人2時間につき 260
生徒等	同 410

	後零時30分まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,470	円 4,310	円 5,290
高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	5,290	6,940	7,770
その他の場合	6,940	8,760	10,400

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者(以下「幼児等」という。)	円 1人2時間につき 270
生徒等	同 430

その他の者	同 580	その他の者	同 610
4・5 省略		4・5 省略	
注 省略		注 省略	

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の理由

滋賀県立アイスアリーナについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、アイススケート場の使用料および利用料金を減額する対象者の拡大ならびに一定の者がアリーナを個人使用する場合の使用料および利用料金の減額を行うため、滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成 12 年滋賀県条例第 21 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）について、アイススケート場の貸切り使用以外の使用をする場合の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および介護者がアリーナを個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (3) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (4) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)および(2)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 アイススケート場 (1)～(3) 省略 注 1 省略 2・3 省略 4 県内に居住する65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）が貸切り使用以外の使用をする場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 5～11 省略 2 アリーナ (1)・(2) 省略 注 1 省略 (新設) <u>2</u>～<u>9</u> 省略 3 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1 アイススケート場 (1)～(3) 省略 注 1 省略 2・3 省略 4 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）が貸切り使用以外の使用をする場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。</u> 5～11 省略 2 アリーナ (1)・(2) 省略 注 1 省略 <u>2 県内に居住する65歳以上の者、障害者および介護者が個人使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。</u> <u>3</u>～<u>10</u> 省略 3 省略

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表（第5条、第14条関係）			別表（第5条、第14条関係）		
1 アイススケート場			1 アイススケート場		
(1) 貸切り使用			(1) 貸切り使用		
区分		金額	区分		金額
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき <u>12,700</u>	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき <u>13,300</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>25,600</u>		アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>26,900</u>
	その他の催物に使用する場合	同 <u>89,200</u>		その他の催物に使用する場合	同 <u>93,700</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>25,600</u>	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>26,900</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>50,900</u>		アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>53,400</u>
	その他の催物に使用する場合	同 <u>127,000</u>		その他の催物に使用する場合	同 <u>133,000</u>
	入場料等が1,000円以下の場合			入場料等が1,000円以下の場合	
	入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>256,000</u>		入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>269,000</u>

(2) 貸切り使用以外の使用

区分			金額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 640	円 6,400
		休日等	760	7,600
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	1,020	10,200
		休日等	1,270	12,700
	その他の者	平日	1,530	15,300
		休日等	1,780	17,800
団体（20人以上）	幼児等	平日	510	—
		休日等	610	—
	生徒等	平日	810	—
		休日等	1,020	—

(2) 貸切り使用以外の使用

区分			金額	
			1人1回につき	回数券11回券
個人	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円 670	円 6,700
		休日等	800	8,000
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	1,070	10,700
		休日等	1,330	13,300
	その他の者	平日	1,610	16,100
		休日等	1,870	18,700
団体（20人以上）	幼児等	平日	540	—
		休日等	640	—
	生徒等	平日	850	—
		休日等	1,070	—

	その他の者	平日	<u>1,220</u>	—
		休日等	<u>1,430</u>	—

(3) スケート靴 1人1回につき 400円

注 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>7,270</u>	円 <u>11,200</u>	円 <u>14,500</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>51,500</u>	<u>79,400</u>	<u>103,000</u>
入場料等を徴収する	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>14,500</u>	<u>22,500</u>	<u>29,000</u>

	その他の者	平日	<u>1,280</u>	—
		休日等	<u>1,500</u>	—

(3) スケート靴 1人1回につき 420円

注 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 <u>7,630</u>	円 <u>11,800</u>	円 <u>15,200</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>54,100</u>	<u>83,400</u>	<u>108,000</u>
入場料等を徴収する	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>15,200</u>	<u>23,600</u>	<u>30,500</u>

場合	アマチュアスポーツに使用する場合	29,000	45,000	58,200
	その他 入場料等が1,000円以下の場合	72,700	112,000	145,000
	に使用 入場料等が1,000円を超える場合	145,000	225,000	290,000

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 260
生徒等	同 410
その他の者	同 580

注 省略

3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区分	金額
特別室	円 1時間につき 900
第1会議室	同 640
第2会議室	同 640
第3会議室	同 640

場合	アマチュアスポーツに使用する場合	30,500	47,300	61,100
	その他 入場料等が1,000円以下の場合	76,300	118,000	152,000
	に使用 入場料等が1,000円を超える場合	152,000	236,000	305,000

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 270
生徒等	同 430
その他の者	同 610

注 省略

3 会議室

(1) アイススケート場としての供用期間に使用する場合

区分	金額
特別室	円 1時間につき 950
第1会議室	同 670
第2会議室	同 670
第3会議室	同 670

第4会議室

同 640

(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
特別室	円 2,500	円 4,100	円 4,900
第1会議室	1,450	2,120	2,370
第2会議室	1,450	2,120	2,370
第3会議室	1,450	2,120	2,370
第4会議室	1,450	2,120	2,370

注 省略

第 4 会議室

同 670

(2) アイススケート場としての供用期間以外の期間に使用する場合

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 9 時30分まで
特別室	円 2,630	円 4,310	円 5,150
第 1 会議室	1,520	2,230	2,490
第 2 会議室	1,520	2,230	2,490
第 3 会議室	1,520	2,230	2,490
第 4 会議室	1,520	2,230	2,490

注 省略

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立希望が丘野外活動センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上
限額を改定するとともに、キャンプ施設およびロッジの使用料および利用料金を減額す
る対象者を拡大するため、滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関す
る条例（昭和 45 年滋賀県条例第 31 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、キャンプ施設およびロッジの使用料
および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第 1 条による改正後の別表
関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後
の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の
日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとし
ます。

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 省略 注1 省略 2 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がキャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～6 省略	本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 省略 注1 省略 2 県内に居住する65歳以上の<u>者、</u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。<u>以下同じ。</u>）<u>および障害者の使用のために介護を行う者が</u>キャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～6 省略

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表（第5条、第14条関係）			別表（第5条、第14条関係）		
区分		金額	区分		金額
キャンプ施設	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき <u>430</u>	キャンプ施設	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき <u>450</u>
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 <u>490</u>		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 <u>510</u>
	その他の者	同 <u>710</u>		その他の者	同 <u>750</u>
会議室		1時間につき <u>310</u>	会議室		1時間につき <u>330</u>
多目的室		同 <u>640</u>	多目的室		同 <u>670</u>
集会室		同 <u>400</u>	集会室		同 <u>420</u>
クラフト室		同 <u>310</u>	クラフト室		同 <u>330</u>

ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>490</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>710</u>
	その他の者	同 <u>1,130</u>
注 省略		

ロッジ	児童等	1人1泊につき <u>510</u>
	生徒等または25歳未満の青少年	同 <u>750</u>
	その他の者	同 <u>1,190</u>
注 省略		

滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合は、その使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例（昭和 46 年滋賀県条例第 29 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 注1 省略 2 省略 （新設） <u>3～10</u> 省略	本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 注1 省略 2 省略 <u>3 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が会議室兼宿泊室を宿泊のために使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u> <u>4～11</u> 省略

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表（第4条、第5条、第14条関係）				別表（第4条、第5条、第14条関係）			
1 艇庫等				1 艇庫等			
区分			金額	区分			金額
艇庫	4人漕ぎ艇を 収容する場合	大学、高等学校 もしくは中等教 育学校（後期課 程に限る。）の 学生もしくは生 徒またはこれら に準ずる者（以 下「学生等」と いう。）	1艇1日につき <u>240</u> 円	艇庫	4人漕ぎ艇を 収容する場合	大学、高等学校 もしくは中等教 育学校（後期課 程に限る。）の 学生もしくは生 徒またはこれら に準ずる者（以 下「学生等」と いう。）	1艇1日につき <u>250</u> 円
		その他の者	同 <u>320</u>			その他の者	同 <u>340</u>
	2人漕ぎ艇を 収容する場合	学生等	同 <u>200</u>		2人漕ぎ艇を 収容する場合	学生等	同 <u>210</u>
		その他の者	同 <u>280</u>			その他の者	同 <u>290</u>
	1人漕ぎ艇を 収容する場合	学生等	同 <u>170</u>		1人漕ぎ艇を 収容する場合	学生等	同 <u>180</u>
		その他の者	同 <u>200</u>			その他の者	同 <u>210</u>
	オール・パド	学生等	同 <u>50</u>		オール・パド	学生等	同 <u>60</u>

	ル	その他の者	同 60
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇1時間につき 430
		その他の者	同 500
	2人漕ぎ艇	学生等	同 290
		その他の者	同 430
	1人漕ぎ艇	学生等	同 230
		その他の者	同 290
	審判艇		同 1,720
オール・パドル		学生等	1本1時間につき 160
		その他の者	同 230

2 審判室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室(A)	円 1時間につき 340	円 1時間につき 430	円 1時間につき 590
審判室(B)	同 310	同 390	同 540

3 会議室兼宿泊室

区分			金額
会議等	午前	午前8時30分から午後零時30分	円 1時間につき 440

	ル	その他の者	同 70
艇（オール・パドルを除く。）	4人漕ぎ艇	学生等	1艇1時間につき 450
		その他の者	同 530
	2人漕ぎ艇	学生等	同 300
		その他の者	同 450
	1人漕ぎ艇	学生等	同 240
		その他の者	同 300
	審判艇		同 1,810
オール・パドル		学生等	1本1時間につき 170
		その他の者	同 240

2 審判室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室(A)	円 1時間につき 360	円 1時間につき 450	円 1時間につき 620
審判室(B)	同 330	同 410	同 570

3 会議室兼宿泊室

区分			金額
会議等	午前	午前8時30分から午後零時30分	円 1時間につき 460

		まで	
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	同 <u>600</u>
	夜間	午後 5 時30分から午後 9 時まで	同 <u>880</u>
宿泊	学生等		1 人 1 泊につき <u>1,580</u>
	その他の者		同 <u>1,850</u>

注 省略

		まで	
	午後	午後 1 時から午後 5 時まで	同 <u>630</u>
	夜間	午後 5 時30分から午後 9 時まで	同 <u>920</u>
宿泊	学生等		1 人 1 泊につき <u>1,660</u>
	その他の者		同 <u>1,940</u>

注 省略

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の理由

滋賀県立ライフル射撃場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が個人使用する場合の使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 23 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1・2 省略 注 1 省略 （新設） <u>2</u>・<u>3</u> 省略	本則・付則 省略 別表（第 5 条、第14条関係） 1・2 省略 注 1 省略 <u>2</u> 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。 <u>3</u>・<u>4</u> 省略

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用				本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用			
区分		金額		区分		金額	
		午前	午後			午前	午後
		午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで			午前 8 時30分から午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで
エアール イフル射 撃場	小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、 中等教育学校またはこ れらに関係のある団体 が児童または生徒を対 象に使用する場合	円 9,520	円 9,520	エアール イフル射 撃場	小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、 中等教育学校またはこ れらに関係のある団体 が児童または生徒を対 象に使用する場合	円 10,000	円 10,000
	その他の場合	17,100	17,100		その他の場合	18,000	18,000
	スモール ポアライ フル射撃 場	14,500	14,500		スモール ポアライ フル射撃 場	15,200	15,200
スモール ポアライ フル射撃 場	高等学校、中等教育学 校（後期課程に限る。） 等またはこれらに関係 のある団体が生徒を対 象に使用する場合	26,200	26,200	スモール ポアライ フル射撃 場	高等学校、中等教育学 校（後期課程に限る。） 等またはこれらに関係 のある団体が生徒を対 象に使用する場合	27,500	27,500
	その他の場合	26,200	26,200		その他の場合	27,500	27,500
	その他の場合	26,200	26,200		その他の場合	27,500	27,500

2 個人使用

区分		金額
エアーライフ ル射撃場	小学校、中学校、 義務教育学校もし くは中等教育学校 (前期課程に限 る。)の児童もし くは生徒またはこ れらに準ずる者	円 1人1回につき(2時間以内) <u>260</u>
	高等学校もしくは 中等教育学校(後 期課程に限る。) の生徒またはこれ らに準ずる者(以 下「生徒等」とい う。)	同 <u>260</u>
	その他の者	同 <u>830</u>
	生徒等	同 <u>320</u>
スモールボア ライフル射撃 場	その他の者	同 <u>1,040</u>

注 省略

2 個人使用

区分		金額
エアーライフ ル射撃場	小学校、中学校、 義務教育学校もし くは中等教育学校 (前期課程に限 る。)の児童もし くは生徒またはこ れらに準ずる者	円 1人1回につき(2時間以内) <u>270</u>
	高等学校もしくは 中等教育学校(後 期課程に限る。) の生徒またはこれ らに準ずる者(以 下「生徒等」とい う。)	同 <u>270</u>
	その他の者	同 <u>870</u>
	生徒等	同 <u>340</u>
スモールボア ライフル射撃 場	その他の者	同 <u>1,090</u>

注 省略

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要 綱

1 改正の理由

滋賀県立伊吹運動場について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、一定の者が個人使用する場合の使用料および利用料金を減額するため、滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和 57 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内に居住する 65 歳以上の者、障害者および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、その使用料および利用料金を減額することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1・2 省略 注1 省略 （新設） <u>2</u>～<u>7</u> 省略	本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1・2 省略 注1 省略 <u>2</u> 県内に居住する65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の使用のために介護を行う者が個人使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 <u>3</u>～<u>8</u> 省略

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧					新				
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用					本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで			午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで
入場料 または これに 類する 金銭（以 下「入場 料等」と いう。）	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学 校、中等教育学校等また はこれらに関係のある 団体（以下「幼稚園等」 と）または生徒を対象に使 用する場合	円 <u>1,980</u>	円 <u>2,630</u>	円 <u>3,950</u>	入場料 または これに 類する 金銭（以 下「入場 料等」と いう。）	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学 校、中等教育学校等また はこれらに関係のある 団体（以下「幼稚園等」 と）または生徒を対象に使 用する場合	円 <u>2,080</u>	円 <u>2,760</u>	円 <u>4,150</u>
を徴収 しない 場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>3,960</u>	<u>5,290</u>	<u>7,920</u>	を徴収 しない 場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	<u>4,160</u>	<u>5,550</u>	<u>8,320</u>
	その他の催物に使用す る場合	<u>11,900</u>	<u>15,800</u>	<u>23,700</u>		その他の催物に使用す る場合	<u>12,500</u>	<u>16,600</u>	<u>24,900</u>

入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>3,960</u>	<u>5,290</u>	<u>7,920</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>7,940</u>	<u>10,600</u>	<u>15,900</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>23,700</u>	<u>31,700</u>	<u>47,700</u>

2 個人使用				
区分		金額		
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者		1人1日につき <u>190</u> 円		
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 <u>260</u>		
その他の者		同 <u>320</u>		

注 省略

入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	<u>4,160</u>	<u>5,550</u>	<u>8,320</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	<u>8,340</u>	<u>11,100</u>	<u>16,700</u>
	その他の催物に使用する場合	<u>24,900</u>	<u>33,300</u>	<u>50,100</u>

2 個人使用				
区分		金額		
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者		1人1日につき <u>200</u> 円		
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者		同 <u>270</u>		
その他の者		同 <u>340</u>		

注 省略

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成 8 年 滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新					
本則・付則 省略						本則・付則 省略					
別表（第5条、第14条関係）						別表（第5条、第14条関係）					
1 艇庫						1 艇庫					
区 分		金 額				区 分		金 額			
		1室1年につ き	1艇1年につき					1室1年につ き	1艇1年につき		
			上 段	中 段	下 段				上 段	中 段	下 段
第1艇庫	1 - 1	円	円	円	円	第1艇庫	1 - 1	円	円	円	円
	1 - 2	<u>1,893,000</u>	<u>99,000</u>	<u>132,000</u>	<u>165,000</u>		1 - 2	<u>1,987,000</u>	<u>104,000</u>	<u>138,000</u>	<u>173,000</u>
	1 - 3	<u>948,000</u>					1 - 3	<u>994,000</u>			
	1 - 4						1 - 4				
	1 - 5						1 - 5				
	1 - 6						1 - 6				
	1 - 7						1 - 7				
	1 - 8	-			<u>99,000</u>		1 - 8	-			<u>104,000</u>
	2 - 1	<u>1,080,000</u>	<u>56,000</u>	<u>76,000</u>	<u>93,000</u>		2 - 1	<u>1,134,000</u>	<u>59,000</u>	<u>79,000</u>	<u>98,000</u>
	2 - 2	<u>540,000</u>					2 - 2	<u>567,000</u>			
	2 - 3						2 - 3				
	2 - 4						2 - 4				
	2 - 5	<u>1,080,000</u>					2 - 5	<u>1,134,000</u>			
	2 - 6	<u>920,000</u>					2 - 6	<u>966,000</u>			
	2 - 7	<u>540,000</u>					2 - 7	<u>567,000</u>			

	2 - 8	<u>139,000</u>		
第 2 艇庫		<u>872,000</u>		-

2 陸置場

区 分	金 額
1 日 使 用 料	1 艇 1 日につき 900 円
月 間 使 用 料	1 艇 1 月につき 5,800
年 間 使 用 料	1 艇 1 年につき 50,000

3 棧橋 1 艇 1 日につき 1,980円

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 7 時まで
会議室	1 時間につき 630円	1 時間につき 860円	1 時間につき 1,260円

5 省略

注 省略

	2 - 8	<u>146,000</u>		
第 2 艇庫		<u>916,000</u>		-

2 陸置場

区 分	金 額
1 日 使 用 料	1 艇 1 日につき 950 円
月 間 使 用 料	1 艇 1 月につき 6,100
年 間 使 用 料	1 艇 1 年につき 53,000

3 棧橋 1 艇 1 日につき 2,080円

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分から 午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から 午後 7 時まで
会議室	1 時間につき 660円	1 時間につき 900円	1 時間につき 1,320円

5 省略

注 省略